

新潟県条例第39号

新潟県建築基準条例の一部を改正する条例

新潟県建築基準条例（昭和47年新潟県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																
<p>第30条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものは、各市町村（法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市町村（以下「特定市町村」という。）を除く。）が処理することとする。</p> <p>(1)～(34) (略)</p> <p>(34)の2 <u>法第60条の3第1項第3号又は第2項ただし書の規定による許可の申請に係る書類の受理及び県への送付</u></p> <p>(35)～(57) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表（第28条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">手数料を納めなければならない者</th> <th style="text-align: center;">手 数 料 の 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～20 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>20の2 <u>法第60条の3第1項第3号の規定により建築物の容積率若しくは建築面積に関する特例の許可の申請をしようとする者又は同条第2項ただし書の規定により建築物の高さに関する特例の許可の申請をしようとする者</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>21～40 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	手数料を納めなければならない者	手 数 料 の 額	1～20 (略)	(略)	20の2 <u>法第60条の3第1項第3号の規定により建築物の容積率若しくは建築面積に関する特例の許可の申請をしようとする者又は同条第2項ただし書の規定により建築物の高さに関する特例の許可の申請をしようとする者</u>	(略)	21～40 (略)	(略)	<p>第30条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものは、各市町村（法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市町村（以下「特定市町村」という。）を除く。）が処理することとする。</p> <p>(1)～(34) (略)</p> <p>(34)の2 <u>法第60条の3第1項ただし書の規定による許可の申請に係る書類の受理及び県への送付</u></p> <p>(35)～(57) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表（第28条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">手数料を納めなければならない者</th> <th style="text-align: center;">手 数 料 の 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～20 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>20の2 <u>法第60条の3第1項ただし書の規定により建築物の高さに関する特例の許可の申請をしようとする者</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>21～40 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	手数料を納めなければならない者	手 数 料 の 額	1～20 (略)	(略)	20の2 <u>法第60条の3第1項ただし書の規定により建築物の高さに関する特例の許可の申請をしようとする者</u>	(略)	21～40 (略)	(略)
手数料を納めなければならない者	手 数 料 の 額																
1～20 (略)	(略)																
20の2 <u>法第60条の3第1項第3号の規定により建築物の容積率若しくは建築面積に関する特例の許可の申請をしようとする者又は同条第2項ただし書の規定により建築物の高さに関する特例の許可の申請をしようとする者</u>	(略)																
21～40 (略)	(略)																
手数料を納めなければならない者	手 数 料 の 額																
1～20 (略)	(略)																
20の2 <u>法第60条の3第1項ただし書の規定により建築物の高さに関する特例の許可の申請をしようとする者</u>	(略)																
21～40 (略)	(略)																

附 則

この条例は、公布の日から施行する。